

失語症会話パートナー派遣事業（四日市市）

目的

失語症会話パートナーを派遣することにより、話す、聞く、読む、書くこと等に障害があるため、意思疎通を図るために、失語症者の社会生活等におけるコミュニケーションを円滑に行い、もつて失語症者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

事業内容

- (1) 失語症会話パートナーの養成
- ・定員30名。※対象者は、市内に住所又は勤務地を有している者
 - ・カリキュラムは講義5回（計13時間）と実習1回（約2時間）で構成。
 - ・受講費用は1,000円（資料代）。
 - ・講師は、市内医療機関及び市社会福祉協議会に所属する言語聴覚士。
- (2) 失語症会話パートナーの登録
- ・(1) の失語症会話パートナー養成講座を修了している者。
 - ・登録者数は36名（平成27年1月時点）。
- (3) 失語症会話パートナーの派遣
- ・失語症者が参加する会議、失語症者のために行われる催し物、団体活動等について派遣を実施している。
 - ・派遣の実績は合計919時間（昨年比+170時間）※平成26年4月～26年12月の累計
 - ・利用者数は延べ355名（平成26年12月時点）※平成26年4月～26年12月の累計
- (4) 失語症パートナーのスキルアップ講座
- ・グループワーク形式による実際の支援事例を題材とし、対応技術の向上や効果的な支援方法等について意見交換などを行う。
 - ・講師は、市内医療機関及び市社会福祉協議会に所属する言語聴覚士。
- いずれもNPO法人障害者福祉チャレンジド・ネットに委託して実施。

【参考：失語症会話パートナー養成講座カリキュラムの主な内容】

第1、2回（5h）	会話パートナーとは コミュニケーションの基礎	失語症から起くる様々な問題 失語症者の手段	コミュニケーションの取り方
第3回（3h）	コミュニケーションの工夫や手段	失語症者の症状に気付く	
第4回（3h）	身体介助の方法 会話の工夫	グループ会話	
第5回（2h）	困難ケース 「ありがち」な対応を考える		
演習①（2h）	「よっかいち失語症友の会：定例会」		
演習②（1.5h）	「四日市市障害者福祉センター交流会」		
演習③（2h）	「よっかいち失語症友の会：交流会」		

* 演習①～③のうち、いずれか1回は参加が必要。

* 講座（1～5回）・演習（1回）に全て出席した者に修了証を授与。

* 失語症会話パートナーとして登録された者には登録証を授与。

失語症会話パートナー派遣事業（我孫子市）

事業実施の背景

■訓練によって症状を軽減することは可能だが、完治することは困難である。失語症状が生涯にわたって永続することにより、日常生活でのコミュニケーションや社会的な孤立が深刻な問題となっている。

■失語症者が残されたコミュニケーション機能を用いて地域で生活するために、対話者側が失語症に関する知識と会話技術を身につける必要がある。

趣旨

話す、聞く、書く、読むなどの意思伝達手段に障害のある失語症の人に対し、失語症に関する知識と会話技術を習得した失語症会話パートナーを派遣し、会話の機会の拡大と社会参加を支援する。

事業内容

- (1) 失語症会話パートナーの養成
定員15名とし、2名の言語聴覚士が講師を担当。講座は講習5回と実習5回で構成され、概ね交互に行うよう計画。受講費用はテキスト代を含めて無料。
- (2) スキルアップ講座の開催
会話技術の向上を図るため、養成した失語症会話パートナーを対象に、スキルアップ講座を開催。
- (3) 失語症会話パートナーの派遣
個人派遣が原則だが、同じ場所に一同が集まり、仲間意識を持つて会話を楽しむことのほうが多い失語症者のニーズに適しているとの判断から、市内2箇所の公共施設に活動場所を確保し、失語症会話パートナーを派遣。失語症者の費用負担は無料。

活動実績

養成講座修了者…23人 (H25実施分)
パートナー派遣利用者…374人 (H25.4～H26.3の延べ人数)

【参考】講習と実習の主な内容

第1回講習	コミュニケーションとは コミュニケーションの基本姿勢	失語症の基礎知識 失語症と一緒によくやさしい症状	会話パートナーの役割 失語症と聞違えやすい他の障害	コミュニケーションの基本姿勢 話しことばの工夫
第1回実習				
第2回講習				
第2回実習				
第3回講習				
第3回実習				
第4回講習				
第4回実習				
第4回講習				
第5回実習				
第5回講習				

	11受講		11修了		12受講		12修了		13受講		13修了		14受講		14修了		修了者
	東日本	西日本	累計														
01 北海道	2		1		5	1	4	1	5		5		12		11		22
02 青森県	3		3		1		1		2		2		1	2	1	2	9
03 岩手県	5		5		2		2		2		1		3		2		10
04 宮城県	1		0		1		1						2		2		3
05 秋田県	1		1		3		1						2		2		4
06 山形県	1		1		6		6		1		1		3		3		11
07 福島県	2		2		2		2		1		1		2		2		7
08 茨城県	3		3		4		4		1		1						8
09 栃木県	6		6		12		11		4		3		3		3		23
10 群馬県	4		4						1		1		1		1		6
11 埼玉県	9		9		6		6		6		6		9		9		30
12 千葉県	5		5		6		4		2		2						11
13 東京都	5		5		2		2		5		5		2		2		14
14 神奈川県	16		16		8		7		13		11		13		10		44
15 新潟県	2		2		5		4		4		4		2		2		12
16 富山県	1		1		3		3				2		1		1		6
17 石川県		4		4		2		2		2		2		2		2	10
18 福井県		3		3		2		2		2		2		2		2	9
19 山梨県	1		1		1		1		1		1		1		1		4
20 長野県	6	0	6	0	2	1	2	1	4	1	4	1	2		2		16
21 岐阜県	5		5		6		6		4	2	4	2	1	4	1	4	22
22 静岡県	3		3		3		3		4		3		1	1	1	1	11
23 愛知県		5		5		6		6	3	4	2	4	1	6		5	22
24 三重県		4		3		6		6		3		3		3		3	15
25 滋賀県		4		4		4		3		3		3		3		3	13
26 京都府		5		5		4		4		5		5	1	6	1	6	21
27 大阪府		5		5		10		10		9		9		8		6	30
28 兵庫県		5		4		5		5		9		9		9		9	27
29 奈良県		4		3		3		2		3		3		3		2	10
30 和歌山県		4		4		4		4		3		1		4		4	13
31 鳥取県		4		4		2		2		2		1	1	1	1	1	9
32 島根県		4		4		3		3		2		1		3		3	11
33 岡山県		4		4		4		4	1	3	1	3	2	3	2	3	17
34 広島県		5		5		5		4		4		4		5		4	17
35 山口県	8		8			6		6	2	4	2	4	2	4	2	4	26
36 徳島県		3		3		2		2		2		2		2		2	9
37 香川県																0	
38 愛媛県		2		2		1		1		2		2		2		2	7
39 高知県		1		1	2		2			2		2		2		2	7
40 福岡県		5		5		3		3		4		4		4		4	16
41 佐賀県		1		1						1		1		1		1	3
42 長崎県		4		4	1	2	1	2	4	1	4	1	3	2	3	2	17
43 熊本県		4		3						3		3		2		2	8
44 大分県		2		2						3		3		2		2	7
45 宮崎県		4		4		5		5	1	3	1	3		3		3	16
46 鹿児島県		3		3										1		1	4
47 沖縄県		1		1	1	1		1		1		1		1		1	4
	89	90	87	86	82	81	74	78	72	84	66	79	71	91	65	86	621

※2013年度以降の各都道府県の数字には政令市、中核市も含まれます。

要約筆記者の倫理綱領

前文

私たち要約筆記者は、すべての人が個人として尊重される社会の実現を目指している。そのために聴覚障害者を含む国民一人ひとりの権利擁護の観点から、コミュニケーション支援として、質の高い通訳サービスの提供に努める専門職であることを表明する。

1. 私たちは、すべての人の尊厳を認め、かけがえのない存在として一人ひとりを尊重します。
2. 私たちは、通訳現場における秘密の保持を絶対の価値とする倫理観を持って行動します。
3. 私たちは、要約筆記によるその場の通訳を確実に行うために、知識、技術の獲得にたゆまぬ努力をします。
4. 私たちは、専門職として広く社会に要約筆記への正しい理解を広め、啓発に努めます。

私たちは、要約筆記事業において必要な規範を「要約筆記者の倫理綱領」として制定し、これを遵守する。

1. 利用者に対する倫理責任

1) (障害特性の理解)

要約筆記者は、利用者の障害特性を理解し、利用者の主体的な社会参加と自己実現を支援する。

2) (利用者の自己決定の尊重とエンパワメント)

要約筆記者は、利用者の自己決定を尊重し、また、それが困難なときにも可能な範囲で自己決定が表明できるよう、必要な情報を提供し、支援する。

3) (プライバシーの尊重・秘密の保持)

要約筆記者は、利用者のプライバシーを尊重し、業務上知り得た情報を本人の了解なしに第三者に提供しない。また、秘密の保持は業務を退いた後も同様とする。

4) (利用者の最善の利益のための情報提供)

要約筆記者は、利用者への援助のなかで関係機関との情報共有が求められる場合には、利用者の利益を最優先し、適切な情報提供の内容と方法に配慮する。

2. 通訳実践における倫理責任

1) (最良の通訳を行う責務)

要約筆記者は、通訳現場において最良の通訳を遂行するために、自らの専門的知識・技術を提供する。

2) (連携・協働)

要約筆記者は、通訳現場において、利用者の利益のために、他の専門職等と連携・協働する。

3) (通訳現場での綱領の遵守)

要約筆記者は、通訳現場で、他者からの求めに対し、秘密の保持を絶対の価値とする本綱領の原則を遵守し、その基本精神の尊重を関係者に働きかける。

4) (環境整備)

要約筆記者は、利用者が円滑なコミュニケーションを行えるよう、通訳現場での環境整備に努める。

5) (業務改善)

要約筆記者は、常に自らの通訳業務を検証し、その技術と知識の向上に努め、さらに、必要な業務の改善を関係各所に求める。

3. 社会に対する倫理責任

1) (共生社会の実現)

要約筆記者は、すべての人が尊重され、誰もがその人らしく、生きることができる共生社会の実現を目指すよう努める。

2) (社会への働きかけ)

要約筆記者は、社会における不合理から、音声情報の獲得に不利益をきたす人々に対し、当事者や他の専門職等と連携し、効果的な方法をもって社会に働きかける。

3) (エンパワメント)

要約筆記者は、社会に向けて聴覚障害への理解を求め、必要な情報提供を行うことを通じて、市民と社会のエンパワメントを実現する。

4) (実践の検証)

要約筆記者は、共生社会の実現に向けた制度等の構築を図り、その行動を常に検証し、方向を過たないようにする。

4. 専門職としての倫理責任

1) (専門職の自覚)

要約筆記者は、専門職として自覚的な通訳の実践を通し、社会的信用を高める。

2) (社会的信用の保持)

要約筆記者は、その場に応じた品行を保ち、専門職の社会的信用を損なわないよう行動する。また、他の要約筆記者の言動により社会的信用が損なわれる事態に直面した場合には、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。

3) (専門性の向上)

要約筆記者は、最良の通訳を行うために、進んで教育及び研修に参加し、他の要約筆記者と共に通訳技術及び援助方法の改善と研鑽をとおして専門性の向上を図る。

4) (研究・参画)

要約筆記者は、要約筆記制度の充実及び発展について、その調査及び研究を行い、また、関係機関とも協働し制度の発展に寄与する。

5) (身分保障)

要約筆記者は、社会に向けてその専門性を提示し、専門職にふさわしい待遇、身分保障を求める。

2014年8月6日策定

©2014 (特非) 全国要約筆記問題研究会

平成27年1月からの障害者総合支援法の対象疾患一覧（151疾患）

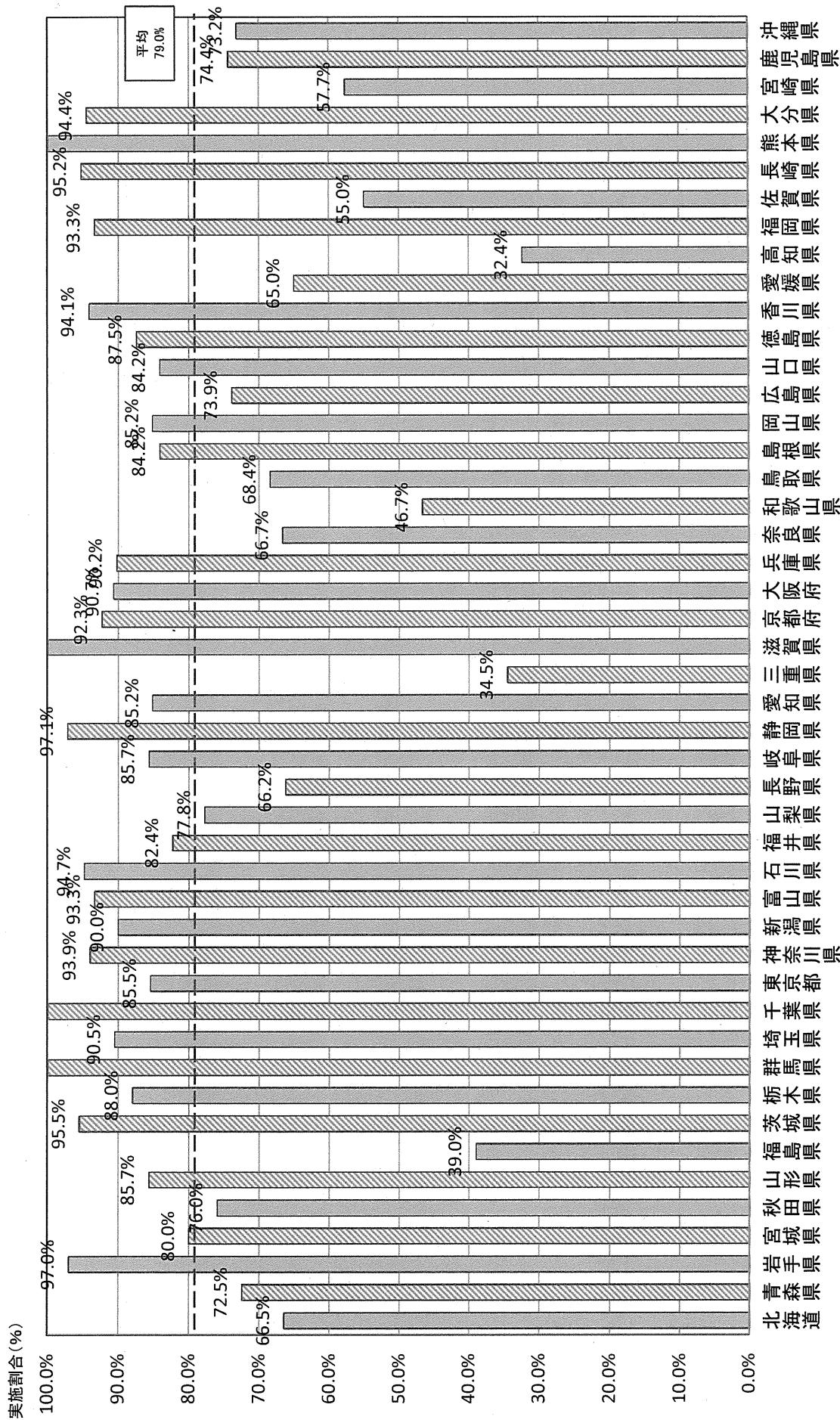
1	IgA腎症	39	顕微鏡的多発血管炎	77	正常圧水頭症	115	囊胞性線維症
2	亜急性硬化性全脳炎	40	硬化性萎縮性舌解	78	成人アチル病	116	ノバー・キソーン病
3	アジソン病	41	好酸球性筋膜炎	79	成長ホルモン分泌亢進症	117	ノバー・ジャー病
4	アミロイドーシス	42	好酸球性消化管疾患	80	脊髄空洞症	118	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
5	ワルリッヒ病	43	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	81	脊髓小脑変性症（多系統萎縮症を除く。）	119	肺動脈性肺高血圧症
6	HTLV-1関連脊髄症	44	後徴勃帯骨化症	82	脊髄性筋萎縮症	120	肺胞低換気症候群
7	ADH分泌異常症	45	甲状腺ホルモン不応症	83	全身型若年性特発性関節炎	121	ノバード・キアリ症候群
8	遠位型ミオパチー	46	拘束型心筋症	84	全身性エリテマトーデス	122	ハニントン病
9	黄色勃帶骨化症	47	広範脊柱管狭窄症	85	先天性QI延長症候群	123	汎発性特発性骨増殖症
10	潰瘍性大腸炎	48	抗リン脂質抗体症候群	86	先天性魚鱗様紅皮症	124	肥大型心筋症
11	下垂体前葉機能低下症	49	コスティロ症候群	87	先天性筋無力症候群	125	ビタミンD依存症二型
12	加齢性黄斑変性症	50	骨髓異形成症候群	88	先天性副腎低形成症	126	非典型溶血性尿毒症候群
13	肝外門脈閉塞症	51	骨髄線維症	89	先天性副腎皮質酵素欠損症	127	皮膚筋炎／多発性筋炎
14	関節リウマチ	52	ゴナドトロピン分泌亢進症	90	大脳皮質基底核変性症	128	ひまん性汎細胞管支炎
15	肝内結石症	53	混合性結合組織病	91	高安動脈炎	129	肥満低換気症候群
16	偽生低アルドステロン症	54	再生不良性貧血	92	多系統萎縮症	130	表皮水疱症
17	偽生副甲状腺機能低下症	55	再発性多発軟骨炎	93	多発血管炎性肉芽腫症	131	フィッシュマー症候群
18	球脊髄性筋萎縮症	56	カルコイドーシス	94	多発性硬変症／視神経脊髄炎	132	封入体筋炎
19	急速進行性球形腎炎	57	シエーグレン症候群	95	多発性囊胞腎	133	フラー症候群
20	強皮症	58	CFC症候群	96	遲発性内リンパ水腫	134	ブリオン病
21	巨細胞性動脈炎	59	色素性乾皮症	97	チャーチ症候群	135	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
22	巨大膀胱症小結腸腸管蠕動不全症	60	自己食空胞性ミオパチー	98	中毒性表皮壞死症	136	ヘスマニオパチー
23	ギラン・バレ症候群	61	自己免疫性肝炎	99	腸管神経細胞腫少症	137	ベーチェット病
24	筋萎縮性側索硬化症	62	自己免疫性溶血性貧血	100	TSH受容体異常症	138	ペルオキシソーム病
25	クッシング病	63	褐色経症	101	TSN分泌亢進症	139	発作性夜間ヘモグロビン尿症
26	クリオビリノ関連周期性熱症候群	64	若年性肺気腫	102	TNF受容体関連周期性症候群	140	慢生終性腫瘍性多発性神経炎・多発性神経炎・多発性神経炎・多発性神経炎
27	グルココルチコイド抵抗症	65	シャルロー・マリー・トゥース病	103	天疱瘡	141	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
28	クロウ・深頸症候群	66	重症筋無力症	104	特発性拡張型心筋症	142	慢性睥炎
29	クローン病	67	ショウフルツ・ヤンペリ症候群	105	特発性間質性肺炎	143	慢性特発性肺閉塞症
30	結節性硬化症	68	神経性過食症	106	特発性基底核石灰化症	144	ミトコンドリア病
31	結節性多発動脈炎	69	神経性食欲不振症	107	特発性血小板減少性紫斑病	145	メニール病
32	血栓性血小板減少性紫斑病	70	神経線維腫症	108	特発性血栓症	146	網膜色素変性症
33	原発性アルドステロン症	71	神経性癱瘓赤球症	109	特発性大脳骨頭壞死症	147	毛やもや病
34	原発性硬化性胆管炎	72	進行性核上性麻痺	110	特発性門脈圧亢進症	148	ライソソーム病
35	原発性高脂血症	73	進行性骨化性線維形成異常症	111	特発性面側性感音難聴	149	ランゲルハシス細胞組織球症
36	原発性側索硬化症	74	進行性多集性白質脳症	112	特発性難聴	150	リンドバーラ管筋腫症
37	原発性胆汁性肝硬変	75	スティーヴンス・ジョンソン症候群	113	難治性ネフローゼ症候群	151	ルビンシコタイン・トイビ症候群
38	原発性免疫不全症候群	76	スモン	114	濃疸性乾癬		

「劇症肝炎」「重症急性脾炎」については平成27年1月以降は対象外となります。すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能ですが、白抜き：対象に変更はないが、疾病名が変更されたもの

新たに対象となる疾病

地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,376市町村／1,741市町村(H26.3.31現在)で実施割合は79.0%である。



※数値は平成25年度値。
※各自治体からの実績報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

21年12月15日
障害保健福祉部
自立支援振興室
地域生活支援係

「地域活動支援センター機能強化事業」の見直しの基本的な考え方について はじめに

昨年度、会計検査院の実地検査において、ある市町村で地域活動支援センター機能強化事業の算定にあたり、基礎的事業と機能強化事業の事業費の算定が不適当とする事案が指摘されました。

そのため、当室より、本年9月の全国会議において各市町村へ自己点検をお願いしたところです。

その際、一部の都道府県から、チェックシートのようなものを提示できないかとする意見が述べられたことから、今回、各市町村における自己点検及びそれに伴う見直し作業にあたっての技術的な助言として以下の考え方の整理をお伝えすることとしたものです。

なお、参考として具体的な会計検査院の指摘の概要についても周知します。

1 地域活動支援センター機能強化事業の基本的考え方について

○機能強化事業の区分基準

「基礎的事業」と「機能強化事業」の区分については、本来はその機能強化に着目した「実質基準」で判断すべきであるため、その判断の具体的な判断基準を示すこととするが、別途簡易な方法として「形式基準」での判断も可能と考える。

(1) 実質基準と形式基準

① 「実質基準」

当該市町村が補助(委託)事業者へ交付する際に、国の補助金の対象となる事業と独自の事業を区分けしないで交付している場合、事業者の行っている事業の内容によって、基礎的事業と機能強化事業を実質的に判断するもの。

○機能強化事業の実質的な判断の内容

具体的な例としては、

§ 専門的な職員等を配置している場合。

(例)・対象者の障害特性に応じた特別な支援が必要な場合、その資格を有する職員を加配。

・医療福祉分野の社会基盤との連携強化や地域ボランティア育成等のた

めの職員を加配。

§ 基礎的事業以外の事業を行っている場合。

- (例)・基礎的事業以外の利用者支援事業
 - ・障害特性に応じて実施する事業
 - ・基礎的事業以外の施設外支援(通院・入院支援、就労支援など)
 - ・家族支援 など

§ 高度な支援を必要とする障害者を受け入れて支援を行っている場合

※ 個別事例について疑義がある場合は、当室へ相談して下さい。

(2) 「形式基準」

当該市町村が補助(委託)事業者へ交付する際に、国の補助金の対象となる事業と独自の事業を別の要綱に定めるなど、区分けして交付している場合、その区分けによって、基礎的事業と機能強化事業を形式的に判断するもの。

なお、当該市町村が小規模作業所へ補助している場合、地域活動支援センターへの交付額が同規模の作業所へ交付する金額を超えて補助を実施している場合において「機能強化の内容を明確に説明できる場合」、その差額を型式的に機能強化事業と区分けすることも可と考える。

※上記の場合、当然のことながら差額についても合理的な説明を可能としておくことを必要と考える。

(2) 金額算定方法について

実質基準による場合、当該追加経費の内容を明細として準備しておくこと。

形式基準については、同規模の小規模作業所に対する補助額との比較表(差額が算出されるもの)を準備しておくこと。

(補助金の精算時の添付資料とすることについて、別途検討中です)

2 チェックシート(参考例)について

別添の参考資料をご覧下さい。

3 会計検査院指摘事案の概要

昨年度、会計検査院による市町村の実地検査の際に、A市における地域生活支援事業のうち、「地域活動支援センター機能強化事業」の事業費算定について指摘を受けたものです。

(指摘内容)

- ・ A市においては、何ら積算根拠もないまま単純に600万円を地域活動支援センターの事業費から控除した残額を機能強化事業の事業費として計上。
- ・ 600万円については、「国から示された」という理由しか説明されなかった。

(注)A市は、平成17年12月26日の障害保健福祉関係主管課長会議で示された資料を根拠として提示した。

(処理内容)

会計検査院から指摘を受けた事案は自立支援法施行後に地域活動支援センターへ移行した作業所であったが、従前の補助水準額などを参考に機能強化事業の事業費を算定し直すこととした。

(別添)

見直し後の「チェックシート」の例

現在、お願いしている地域生活支援事業の実施要綱の見直し等にあたって、自己点検用に以下のチェック項目を例示します。見直しの考え方が生かされているか否かの自己点検用にご使用下さい。

【地域活動支援センター機能強化事業の自己点検におけるチェックシート】

《助成額》

- 過去に当室より例示した金額(17年12月の課長会議資料で例示した補助額)を根拠に区分していないか。
- 区分した基礎的事業の額が同一市町村における同規模の小規模作業所への助成額を下回っていないか。
- 従来、小規模作業所として助成していた場合、機能強化事業を基礎的事業(交付税措置)の上乗せではなく、その基礎的事業分を減額し、トータルで小規模作業所と同額又は減額していないか。

《機能強化事業について対外的な説明が可能となっているか》

- 機能強化事業として職員の加配を行う場合、専門的な資格をもつ職員又は機能強化事業を行うための職員を加配しているか。
- 基礎的事業の事業内容が定められているか。
- 機能強化事業の事業内容が定められているか。

《型式要件》(補助要綱等を区分している場合)

- 基礎的事業部分と機能強化事業部分の事業費が明確に区分けされているか。

資料 2-1

聴覚障害者情報提供施設 設置状況

(平成26年4月1日現在)

都道府県（市）	設置	設置予定等	都道府県（市）	設置	設置予定等
北海道		検討中	広島県	△	平成28年度 (現在:単独事業で実施)
青森県	○		山口県	○	
岩手県	○		徳島県	○	
宮城県		平成26年度	香川県	○	
秋田県		平成28年度	愛媛県	○	
山形県	△	単独事業で実施	高知県	○	
福島県	○		福岡県	○	
茨城県	○		佐賀県	○	
栃木県	○		長崎県	○	
群馬県	○		熊本県	○	
埼玉県	○		大分県	○	
千葉県	○		宮崎県	○	
東京都	○		鹿児島県	○	
神奈川県	○		沖縄県	○	
新潟県	○		札幌市	○	
富山県	○		仙台市		
石川県	○		さいたま市		
福井県	○		千葉市		
山梨県	○		横浜市	○	
長野県	○		川崎市	○	
岐阜県	○		相模原市		
静岡県	○		新潟市		
愛知県		平成27年度	静岡市		
三重県	○		浜松市		
滋賀県	○		名古屋市	○	
京都府		平成26年度	京都市	○	
大阪府	○		大阪市		
兵庫県	○		堺市	○	
奈良県	○		神戸市		
和歌山県	○		岡山市		
鳥取県	△	単独事業で実施	広島市		
島根県	○(2)		北九州市	○	
岡山県	○		福岡市		
			熊本市		
			計	47	

※「設置」の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱新旧対照表（案）

新

身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱

1～4 (略)

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5補助率
身体障害者保護費国庫負担金	点字図書館等事務費	(略)	(略)	(略)
身体障害者福祉補助金	障害者文化芸術振興事業	29,160千円	障害者文化芸術活動振興事業 (障害者芸術・文化祭開催事業) の実施に必要と厚生労働大臣が認めた経費	10 — 10

5 (略)

(交付の条件)

6 この補助金等の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取扱いを受けた財産に係る他の財産については、補助金等に係る予算の額の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及び器具により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金等の交付に供し、又は廃棄してはならない。

(6)～(8) (略)

(9) 補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を作成し、かつ該調書及び証拠書類を補助金等の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(10) (略)

(11) 都道府県並びに指定都市及び中核市は、間接補助事業者に交付する場合に

(12)～(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱

1～4 (略)

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5補助率
身体障害者保護費国庫負担金	点字図書館等事務費	(略)	(略)	(略)
身体障害者福祉補助金	障害者文化芸術振興事業	29,160千円	障害者文化芸術活動振興事業 (障害者芸術・文化祭開催事業) の実施に必要と厚生労働大臣が認めた経費	10 — 10

5 (略)

(交付の条件)

6 この補助金等の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業に係る他の財産に係る予算の額の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及び器具により厚生労働大臣が別に定めた法律施行令第14条第2号の規定により厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金等の交付に供し、又は廃棄してはならない。

(6)～(8) (略)

(9) 補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を作成し、かつ該調書及び証拠書類を補助金等の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(10) (略)

(11) 都道府県並びに指定都市及び中核市は、間接補助事業者に交付する場合に

(12)～(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

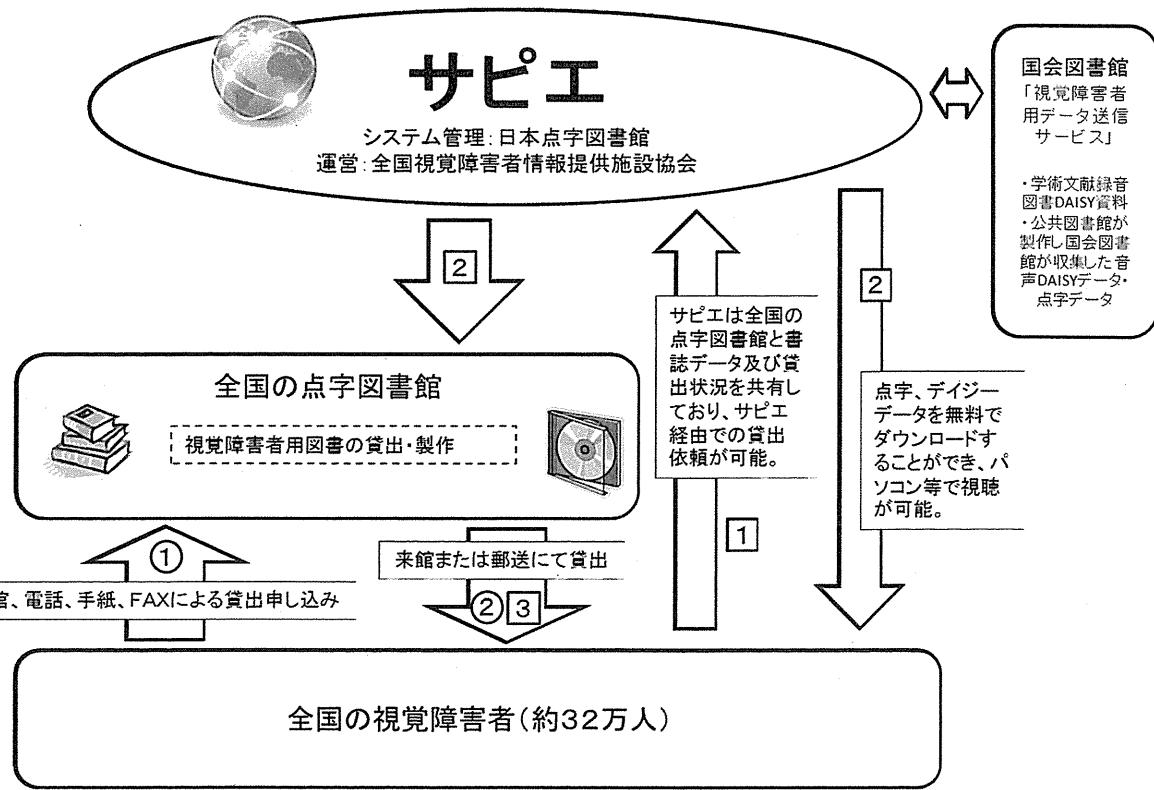
「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータ（音声、テキストを利用したデータ）の情報を提供するネットワークです。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。

全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約91万件）として広く活用されています。

また、14万タイトルの点字データを保有し、6万タイトルのデイジーデータのダウンロードやストリーミングができ、個人会員はこの点字・デイジーデータを全国どこからでも、あるいは海外においてもダウンロードが可能です。読みたい本を自由に選べ、直接入手できますので視覚障害者等の読書の自由が広がりました。

「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語) の広場です。

視覚障害者情報総合システム「サピエ」と点字図書館等の関係図



避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

- ・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
- ・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

視覚障害

安否の確認
被災地域の要援護者を確認

放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

ニーズの把握 障害特性に応じた支援内容

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

関係者との連携 避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

避難所の説明 トイレや風呂、配給場所など

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

情報の共有 食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

機材・物品 共用品・消耗品の手配など

・ラジオ
・テレビ(解説放送)
・乾電池(ラジオなど) 等

聴覚障害

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。(「聞こえない人(はいませんか?)など
・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。(「手話できます」「耳マーク」の活用」など)

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

・テレビ(字幕・手話放送)
・ホワイトボード(設置型、携帯型)
・補聴器用電池 等